

第11章 健康の保持増進等

第1節 通則

(この章の目的)

第179条 この章の規定は、一般健康診断の実施及び事後措置の徹底、労働者の心身両面の健康保持増進対策等の推進並びに過重労働による健康障害の防止を図ることを目的とする。

解説

第179条は、近年、建設労働者の高齢化とともに健康診断の有所見者の漸増が見られること、また、職場における人間関係、過重労働等による心の健康問題なども見られることから、健康診断の実施とその結果に基づく事後措置の徹底、職場における心と体の健康保持増進、過重労働による健康障害の防止を目的としたものである。



☆用語の意味☆

- ・ 「健康保持増進対策等」の「等」には、メンタルヘルスへの取組みなどがある。

第179条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康の保持増進のための措置	安衛法第7章

第2節 一般健康診断等

(健康診断)

第180条 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、雇入れ時及び定期に健康診断を行わなければならない。

2 会員は、前項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく当該健康診断の結果を通知しなければならない。

解 説

第180条は、安衛則第43条、第44条、第51条の4と同等の定めである。

第1項では、常時使用する労働者の雇入れに対し、雇入れ時健康診断を、また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を行わなければならないことを定めている。

第2項では、健康診断の結果を、遅滞なく、労働者に周知しなければならないことを定めている。

また、これら健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

なお、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断の結果報告書を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

健診内容は、表のとおりである。

第180条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康診断	安衛法第66条
健康診断の結果の記録	安衛法第66条の3
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	安衛法第66条の4
健康診断実施後の措置	安衛法第66条の5
健康診断結果の通知	安衛法第66条の6
保健指導等	安衛法第66条の7
面接指導等	安衛法第66条の8、第66条の9
病者の就業禁止	安衛法第68条
健康教育等	安衛法第69条
健康診断等に関する秘密の保持	安衛法第105条
雇入れ時の健康診断	安衛則第43条
定期健康診断	安衛則第44条
健康診断結果の記録の作成	安衛則第51条
健康診断結果の通知	安衛則第51条の4

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） ^(※2)
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ^(※2)
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2：定期健康診断（安衛則第44条）における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満（35歳を除く）の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者（BMI(Body Mass Index)＝体重(kg)／身長(m) ² ） 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師（歯科医師による健康診断については歯科医師）の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断（定期のものに限る。）の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。）（安衛法第100条）

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。（2013.03）

出典：厚生労働省リーフレットより

(事後措置)

第181条 会員は、前条第1項に規定する健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、法令の定めるところにより医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を実施しなければならない。

- (1) 就業場所の変更
- (2) 作業の転換
- (3) 労働時間の短縮
- (4) 深夜業務の低減
- (5) 昼間業務への変更
- (6) 作業方法、設備の改善
- (7) その他適切な措置

解 説

第181条は、安衛法第66条の5とこの法令に基づき定められた「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平20.1.31指針公示第7号）」と同等な定めである。

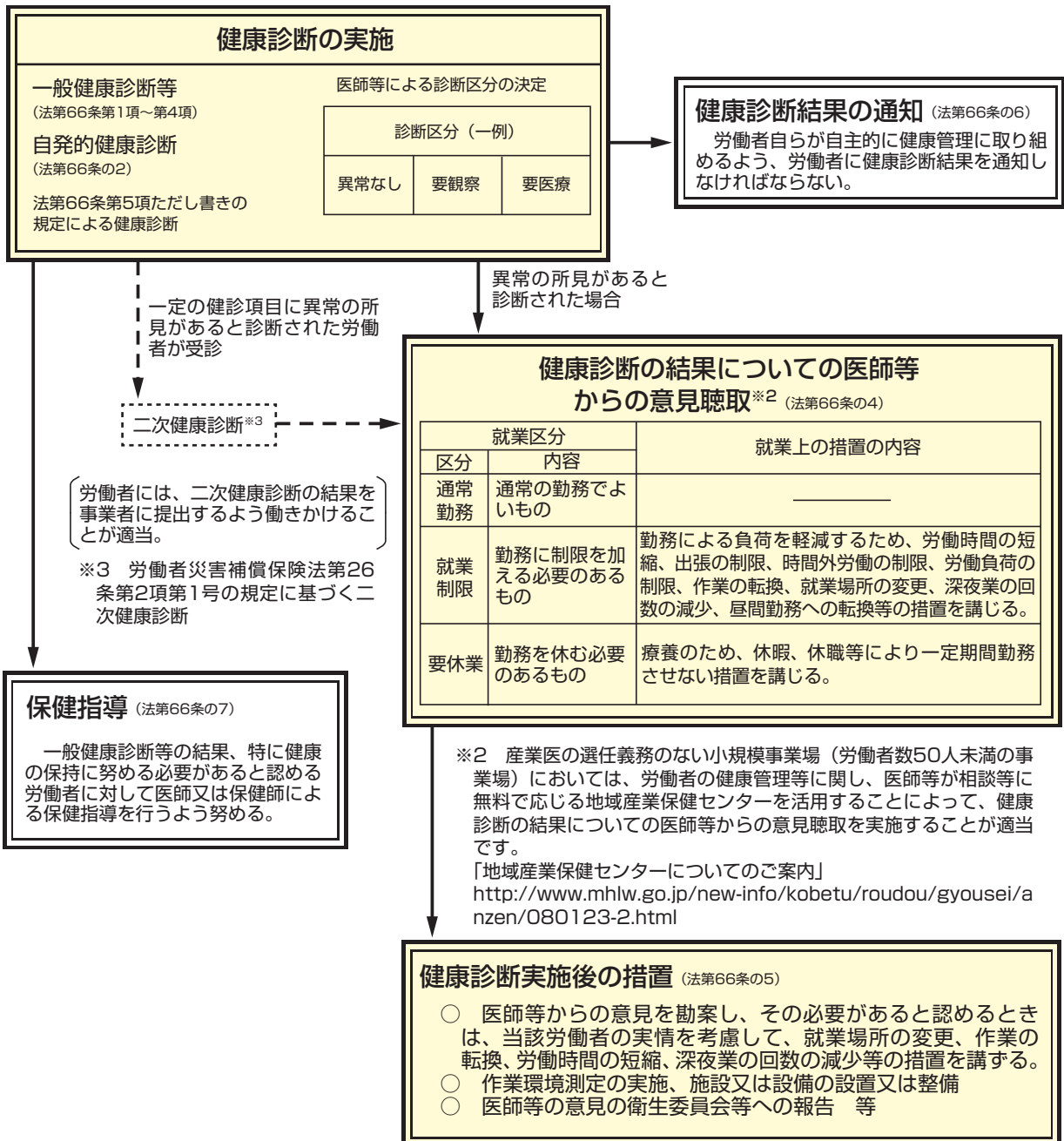
本条は、健康診断の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときの具体的措置を定めたものである。必要があると認めるときの措置としては、安衛法第66条の5の定めを踏まえ、(1)～(6)の項目の他に、(7)その他適切な措置としては、作業環境測定の実施、安全衛生委員会等への報告などがある。

なお、安衛法第66条の5の第2項の定めから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき指針」が示されており、(7)のその他適切な措置として、同指針に示されている保健指導による睡眠指導、食生活指導なども含まれる。

健康診断の実施とその後の手順は、次のフロー図になる（厚生労働省安衛法に基づく健康診断実施後の措置についてのリーフレットから）。

第181条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康診断	安衛法第66条
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	安衛法第6条の4
健康診断実施後の措置	安衛法第66条の5
保健指導等	安衛法第66条の7
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	平20.1.31公示第7号



出典：厚生労働省リーフレットより

第3節 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第181条の2 会員は、法令の定めるところにより、常時使用する労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

解説

第181条の2は、安衛法第66条の10の定めに基づくものである。

ストレスチェックに関しては、常時使用する労働者が50人以上の産業医を選任する義務のある事業場においては実施義務があり、それ以外は努力義務となっている。

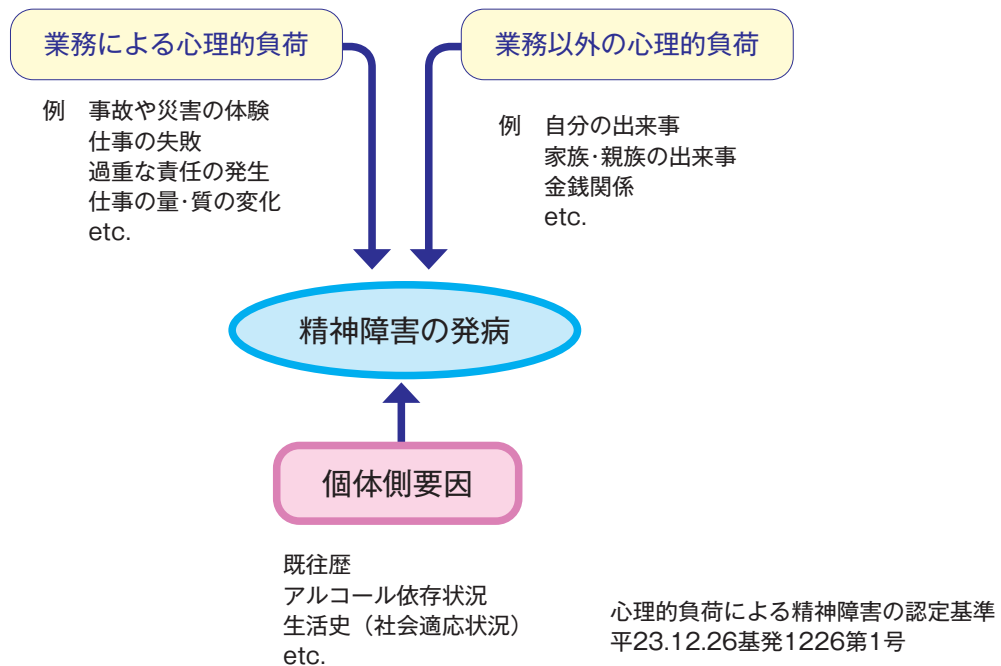
ついうっかりといった不安全行動が招く労災事故の背景には、少なからず不眠・疲労等の因子が関連しているケースがある。

慢性的な睡眠不足や高ストレスの状態が続くと、体内のホルモンバランスが崩れ、脳血流が低下し、認知機能に影響を与えることが知られている。

「不安全行動」防止の観点からもメンタルヘルスの視点を取り入れることが災害ゼロに不可欠な要素となる。



精神障害は、さまざまな要因で発病します



出典：厚生労働省リーフレットより

第181条の2と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
心理的な負担の程度を把握するための検査等	安衛法第66条の10（附則第4条）
心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施方法等	安衛則第52条の9～第52条の20
心身の状態に関する情報の取扱い	安衛法第104条
事業場における労働者の健康保持増進のための指針	平27.11.30健康保持増進のための指針公示第5号
労働者の心の健康の保持増進のための指針	平27.11.30健康保持増進のための指針公示第6号
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	平27.11.30心理的な負担の程度を把握するための検査等指針第2号
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針について	平27.5.1基発0501第7号
ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について	平28.4.1基発0401第72号
「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について	平29.3.31基発0331第78号
「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」	平30.9.7公示第1号
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	令2.1.15厚生労働省告示第5号
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する件	令2.1.15厚生労働省告示第6号

本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット

図書名・リーフレット
「建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方ー現場で実践！建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックー」
「裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルスー統括管理・安全配慮義務・メンタルヘルスこの3つのキーワードの関係を解き明かすー」
「建設工事従事者のためのセルフチェック・ハンドブック」
「建設現場の職場環境改善マニュアル（CD-ROM付）ー「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の活用ー」
「建設現場における職場環境改善事例集（CD-ROM）」
「建設現場のメンタルヘルスと職場環境改善」（リーフレット）

(建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック)

第181条の3 会員は、建設現場において、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等の職場環境改善の取組を導入した、メンタルヘルス対策に努めなければならない。

解 説

第181条の3は、自主基準である。

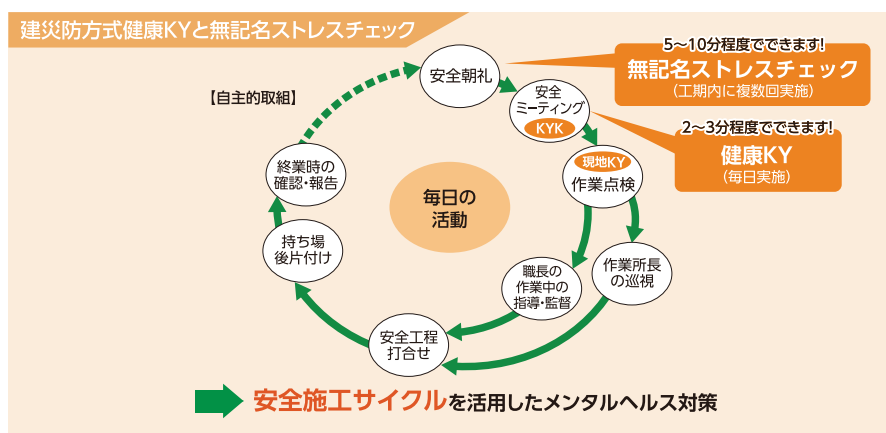
建設労働者の多くが就労する場は建設現場であり、精神障害発症にかかる労災補償状況を見ると、建設工事従事者が被災労働者となった事例が多く見られる。こうしたことを踏まえると、その働く場である建設現場においてストレスへの対処を行うことが効果的であると考えられる。

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」は、建設現場の統括管理体制の中で実施する自主的な取組であり、建設現場の安全施工サイクルに組み込んで実施する次の2つの取組をいう。

健康KYは、KY活動において睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長等のリーダーから各作業員等に対し、毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取組である。



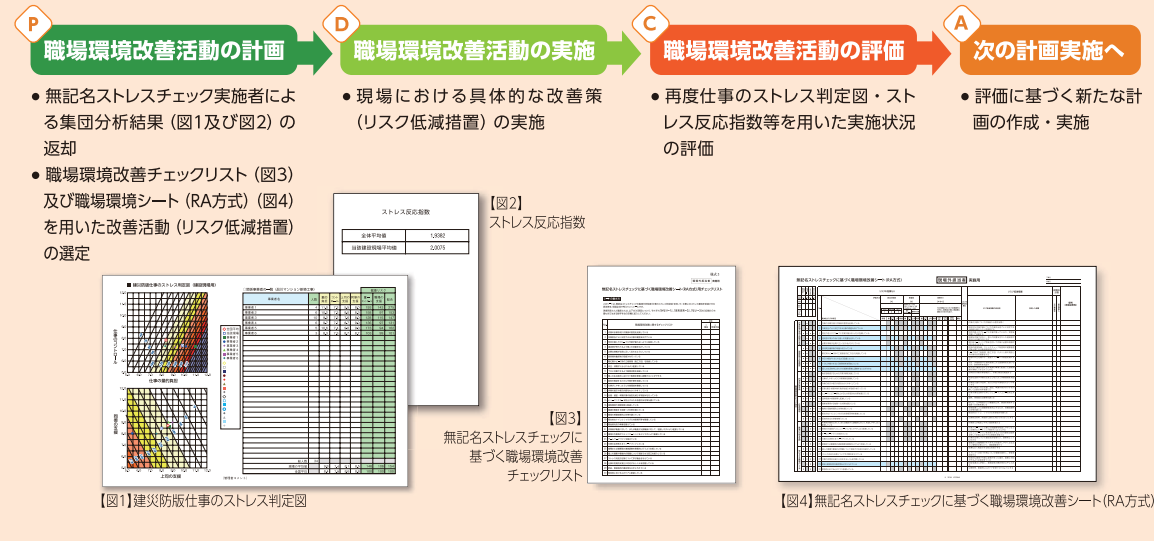
健康KY



無記名ストレスチェックは、安全朝礼等、現場に従事する元請社員、作業員全員が集まる場で一斉に実施するもので、その結果を集計分析することにより現場ストレス状況を把握することができる。こうして得られた結果を活用し、より働きやすい環境を実現するための具体的な対策を現場で実施する取組で、工期内に複数回実施する。

詳しくは、第181条の2に掲載の「本節に関連する建災防頒布の参考図書・リーフレット」を参照。

建設現場で進める職場環境改善の実施フロー



建設現場の職場環境改善の効果

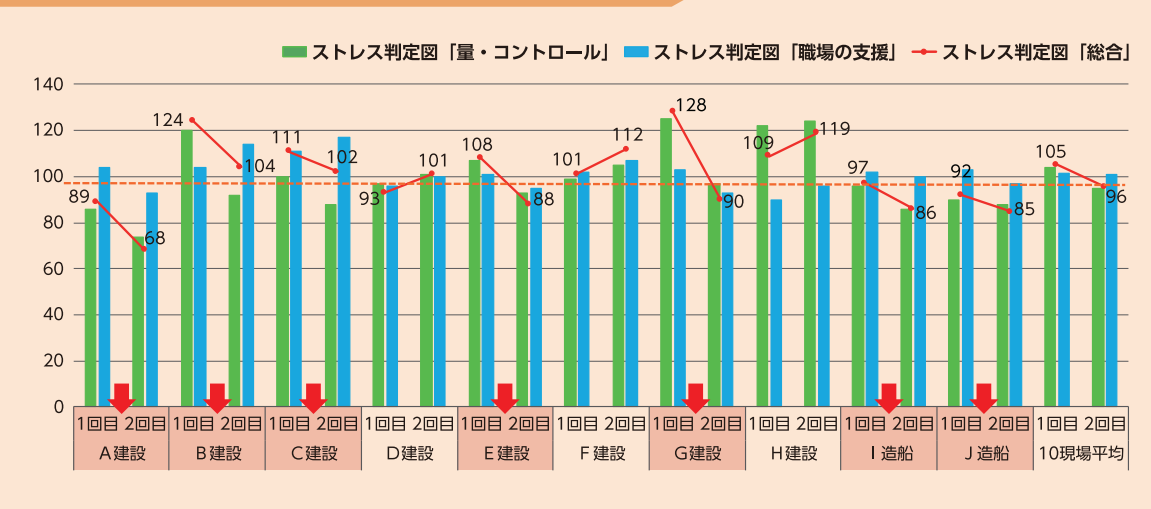
(平成29年度建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業、厚生労働省委託事業、2018.3)



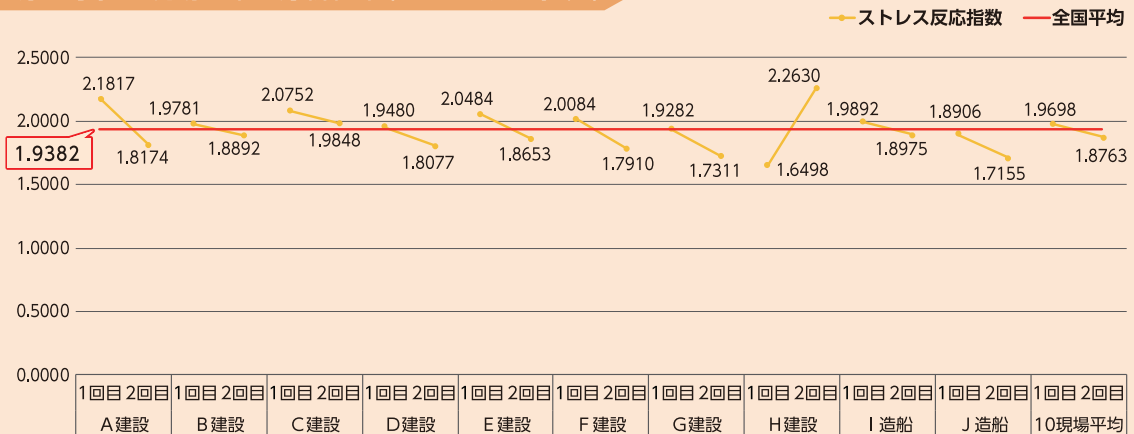
(委託事業報告書)

全国の10現場で無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善を実施し、その前後の集団分析結果を比べたところ、7現場で健康リスクが低下し(下図「仕事のストレス判定図」)、9現場で心身のストレス反応が改善(下図「ストレス反応指数」)しました。

調査対象10現場の集団分析結果(仕事のストレス判定図)



調査対象10現場の集団分析結果(ストレス反応指数)



第4節 健康の保持増進対策等

(健康の保持増進対策等)

第182条 会員は、労働者の健康の保持増進のため、健康測定、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導及び保健指導を計画的かつ継続的に行い、健康増進対策が定着するように努めなければならない。

2 会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法の改善等に努めなければならない。

解 説

第182条第1項は、安衛法第70条の2に基づき公表された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(平19.11.30公示第4号)」に準拠した定めである。

また、第2項は、安衛法第62条に準拠した定めである。

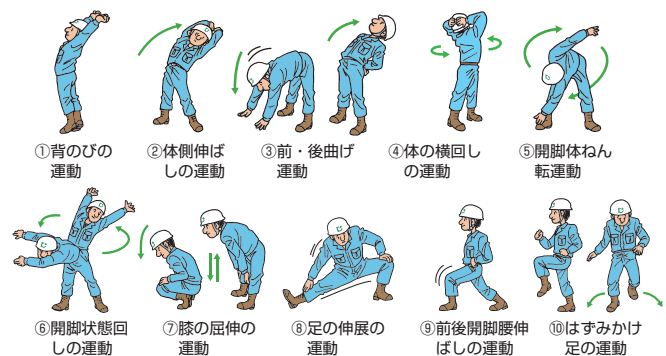
第1項では、労働者の健康の保持増進のため、具体的な取組みを、計画的かつ継続的に実施し、健康増進対策が定着するよう努める

ことを定めている。この具体的な取組み方としては、健康測定(→生活状況の調査など)、運動指導(→個人にあった運動の種類、内容)、メンタルヘルスケア(→心の健康づくりへの相談・支援)、栄養指導(→食習慣や食行動の評価と改善の指導)、保健指導(→睡眠、喫煙、飲酒、口腔保健等の指導・教育)をするための健康保持増進計画を策定し、衛生委員会等を使った推進体制により行う。

なお、健康の保持増進については、「労働者の健康の保持増進を図るための実施計画を作成すること」、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が衛生委員会の付議事項として定められているので、適切な対応が必要である。

第2項では、厚労省「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が公表されており、高齢化の進む建設業界でも対策を進めることが重要である。中高年齢労働者の年齢や体力によって、以前より、平衡感覚・機敏性・動体視力などが徐々に落ちてくること、重筋労働への疲労蓄積の解消に時間を要するようになることなどが考えられるので、無理な姿勢での長時間の作業、重量物の扱いの削減など作業方法の改善及び転倒災害防止のために段差を無くすより明るさを確保するなど作業環境への配慮などに努めることを定めている。

なお、重筋作業、無理な姿勢での作業、長時間同じ姿勢の継続作業、体重増などによる腰痛に対し、その予防対策にも努めることが必要である。



腰痛予防体操の例

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

事業者求められる取組

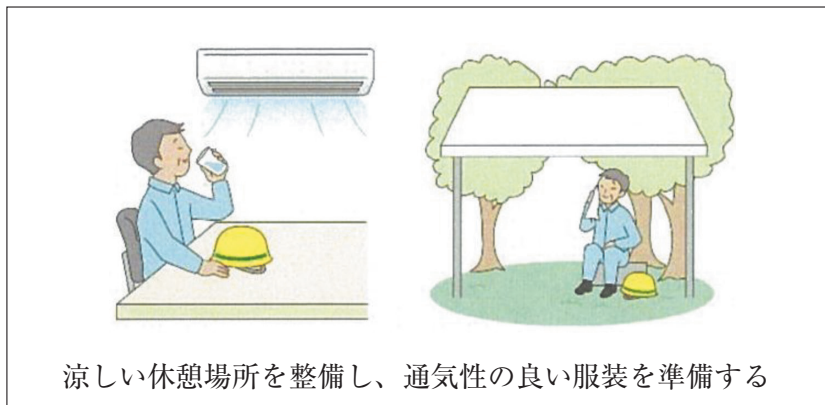
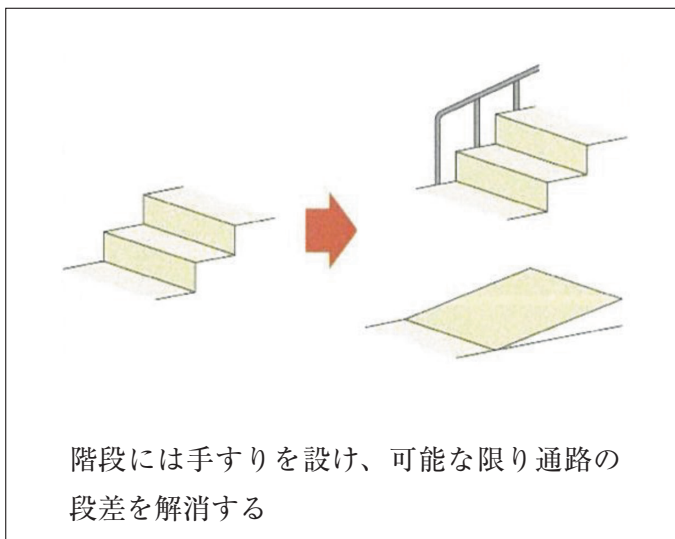
(1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む



☆用語の意味☆

- ・ 「体力等」の「等」には、視力、筋力、柔軟性、記憶力などが含まれる。
- ・ 「作業方法の改善等」の「等」には、作業環境の改善がある。

第182条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
健康の保持増進のための指針の公表	安衛法第70条の2
中高年齢等についての配慮	安衛法第62条
健康診断実施後の措置	安衛法第66条の5
保健指導等	安衛法第66条の7
心理的な負担の程度を把握するための検査等	安衛法第66条の10
心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施方法等	安衛則第52条の9～第52条の20
衛生委員会	安衛法第18条
衛生委員会の付議事項	安衛則第22条
健康診断等に関する秘密の保持	安衛法第105条
事業場における労働者の健康保持増進のための指針改	平27.11.30健康保持増進のための指針公示第5号
労働者の心の健康の保持増進のための指針	平27.11.30健康保持増進のための指針公示
事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための指針	平4.7.1告示第4号
職場における腰痛予防対策指針	平25.6.18基発0618第1号
高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)	令2.3.16基安発0316第1号

本節に関連する建災防頒布の参考図書・ポスター

図書名・ポスター
「建設業における腰痛予防対策マニュアル 腰痛予防管理者用労働衛生教育テキスト」 「建設現場での腰痛予防―職場における腰痛予防対策指針のポイント―」 <u>STOP! 転倒災害プロジェクトポスター</u>

(過重労働による健康障害の防止)

第183条 会員は、法令の定めるところにより、労働者に対し、労働時間等の状況に応じて、医師による面接指導を行わなければならない。

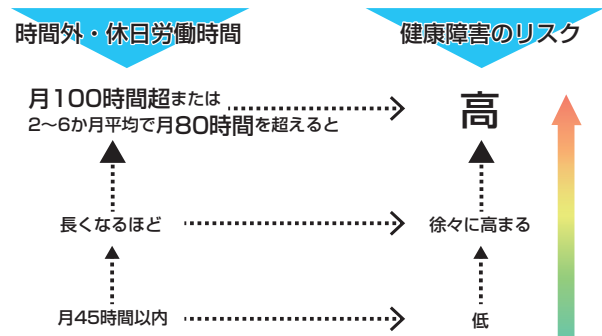
2 会員は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対応しなければならない。

解説

第183条は、安衛法第66条の8、安衛則第52条の2～7と同等の定めである。

第1項は、労働者の労働時間の状況に応じ、医師による面接指導を行うことを定めている。これをおおまかにまとめると、表のとおりである。

なお、衛生委員会等の調査審議には、「長時間にわたる労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」とあるので、労働者の労働時間の状況に応じ、適切な措置を講じられるように努めることが必要である。



1月当たりの時間外・休日労働時間	申出	面接指導	面接指導後の措置
100時間超 (安衛則第52条の2第1項)	→ 労働者からの申出 (安衛則第52条の3第1項) 期日後概ね1月以内 (安衛則第52条の3第2項) 産業医は労働者に申出を行うよう推奨 (安衛則第52条の3第4項)	医師による面接指導の実施 (申出後概ね1月以内で実施) (安衛法第66条の8第1、2項) 医師が労働者の勤務状況及び疲労蓄積状況その他心身の状況について確認 (安衛則第52条の4)	面接指導の結果記録の作成 (保存5年間) (安衛法第66条の8第3項、 安衛則第52条の6) ↓ 医師からの意見聴取 (面接指導後概ね1月以内) (安衛法第66条の8第4項、 安衛則第52条の7) ↓ 事後措置の実施 (安衛法第66条の8第5項) <防止規程第181条の 事後措置の内容> ・就業場所の変更 ・作業の転換 ・労働時間の短縮 ・深夜業務の低減 ・昼間業務への変更 ・作業方法、設備の改善 ・その他適切な措置
80時間超 (安衛則第52条の8第2項)	→ 労働者からの申出 (安衛則第52条の8第3項)	医師による面接指導の実施 (安衛法第66条の9、 安衛法第52条の8第1項)	
事業場で定めた基準に該当 (安衛則第52条の8第2項)	→ (事業場の基準によることになる。)		

第2項は、第196回国会において成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 平成30年法律第71号」（以下「働き方改革関連法」という。）により改正された労働基準関係法令（以下「改正労基法等」という。）が、平成31年4月1日から順次施行されることから、働き方改革関連法の趣旨に鑑みて、労働条件を計画的に改善する等、適切に履行することを定めている。

働き方改革の推進は、多様な働き方を可能とすることにより、自分の未来を自ら創っていくことができる社会を実現し、意欲ある人々に多様なチャンスを生み出すものであり、同時に企業の生産性や収益力の向上が図られるものである。人々が豊かに生きていく社会の実現のためには、働き方改革を着実に推進することが求められる。

とりわけ、改正労基法等の施行に伴い、建設業においても労働時間の上限規制（令6.4.1適用）、時間外労働の割増率の引上げ（令5.4.1適用）、年次有給休暇5日の消化義務付け（平31.4.1適用）など法改正事項に対応していかなければならない。

そのため、改正された安衛法第66条の8の3（安衛則第52条の7の3）、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平29.1.20策定）により、労働者の労働時間の状況を把握し、「時間外労働の限度に関する基準」（平29.3）等に即した適切な労働時間管理が求められる。

☆用語の意味☆

- ・ 労働時間等の「等」には、休日労働時間が含まれる。

第183条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
時間外及び休日の労働	労基法第36条（附則第139条）
年次有給休暇	労基法第39条
面接指導等	安衛法第66条の8、第66条の9
労働時間の状況の把握	安衛法第66条の8の3
面接指導を行う労働者以外の労働者への配慮	安衛法第66条の9
面接指導の対象となる労働者の要件等	安衛則第52条の2
面接指導の実施方法等	安衛則第52条の3
面接指導における確認事項	安衛則第52条の4
労働者の希望する医師による面接指導の証明	安衛則第52条の5
面接指導結果の記録の作成	安衛則第52条の6
面接指導の結果についての医師からの意見聴取	安衛則第52条の7
労働時間把握の方法	安衛則第52条の7の3
法第66条の9の規定する必要な措置の実施	安衛則第52条の8
衛生委員会	安衛法第18条
衛生委員会の付議事項	安衛則第22条

区 分	安衛法令等
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に指針	平20.1.31公示第7号
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	平30.7.6公布
労働基準法第41条の2第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針	平31.3.25告示第88号
労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針	平30.9.9告示第323号
労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン）	平30.10.30
時間外労働協定届の限度時間	労基法第36条
年次有給休暇の付与義務	労基法第39条
過重労働による健康障害防止のための総合対策	平28.4.1基発0401第72号
労働政策基本方針	平30.12.28
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	平29.1.20
「時間外労働の限度に関する基準」	平10年労働省告示第154号